

障害者に対する主な福祉施策一覧表

(注意)この一覧表は、目安として作成したもので、他に様々な要件がありますので、詳細については関係機関にお尋ねください。

内容	対象者(障害区分)	掲載ページ	条件			身体障害者														
			年齢制限	所得制限	その他の条件	障害別区分														
						視覚	平衡機能	聴覚	音声・言語機能	肢体不自由					内部障害					
										上肢	下肢	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	心臓	腎臓	呼吸器	直ぼうこう		
手当・年金	特別障害者手当	25	20歳以上	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	障害児福祉手当	25	20歳未満	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	在宅重度障害者手当	26	※	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	特別児童扶養手当	26	20歳未満	○		3 (一部)	3	3	3	4 (一部)	3	3	3	※	※	※	※	※		
	障害基礎年金	27	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	特別障害給付金	27	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
医療	自立支援医療(育成医療)給付	31	18歳未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自立支援医療(更生医療)給付	31	18歳以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自立支援医療(精神通院医療)給付	31																		
	障害者医療	32				3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3		
	後期高齢者福祉医療	32		一部	○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3		
貸付	生活福祉資金	34			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
扶養共済	心身障害者扶養共済	35	※		○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
交通・自家用車	鉄道旅客運賃等の割引	37			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	航空旅客運賃等の割引	38			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車運転免許取得費の補助	39					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車改造費の補助	40		○					○	○	○	○	○							
	有料道路通行料金の割引	40			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

1 ○印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級(の一部)までが対象
2 ○印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。

身体障害者			知的障害者				精神障害者			難 病 患 者	備 考
障害別区分			重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害											
小 腸	免 疫	肝 臓	I Q 2 0 以下	I Q 2 1 3 5	I Q 3 6 5 0	I Q 5 1 7 5	1 級	2 級	3 級		
※	※	※	※				※			※身体障害者2級程度以上の障害が重複するか、身体障害者2級程度以上でI Q 2 0以下又は常時介護が必要な精神障害が重複する方など。	
※	※	※	○				☆			※身体障害者2級（の一部）程度まで対象。 ☆認定診断書により判定	
※	※	※	○	○	※					※身体障害者2級以上の方及び身体障害者3級でI Q 5 0以下の重複障害の方 ※65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。（2種のみ）	
※	※	※	○	○	○		※	※	※	※認定診断書により判定	
※	※	※	※	※	※	※	※	※		※P 2 7をご参照ください。 ☆P 2 9をご参照ください。	
※	※	※	※	※	※	※	※	※		※P 2 7をご参照ください。 ☆P 2 9をご参照ください。	
○	○	○									
○	○	○									
							○	○	○		
3	3	3	○	○	○		※	※		（注）進行性筋萎縮症については6級まで対象 ※精神障害者1・2級は精神疾患に限ります。	
3	3	3	○	○	○		○	○		（注）進行性筋萎縮症については6級まで対象	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	貸付けの対象経費を定めています。	
3	3	3	○	○	○	○	☆	☆	☆	※加入者については、65歳未満 ☆診断書等の提出が必要な場合があります。	
○	○	○	○	○	○	○	※	※	※	※交通機関によって異なります	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○								（注）条件・対象者は市町村により異なります。	
										（注）条件・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○							

象となります。（特別児童扶養手当については、対象となる可能性があります。）

内容	対象者（障害区分）	掲載ページ	条件			身体障害者														
			年齢制限	所得制限	その他の条件	障害別区分														
						視覚						肢体不自由					内部障害			
						視覚	平衡機能	聴覚	音声・言語機能	上肢	下肢	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	心臓	腎臓	呼吸器	直ぼうこう		
住宅	県営住宅の家賃減額・優先入居	45		○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	特別設計県営住宅への入居	45		○						4										
	単身者向県営住宅への入居	46		○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
税の減免	所得税の軽減	47		※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	県民税・市町村民税の軽減等	47		※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免(本人が運転する場合)	48			○	4	3	※	2	6	5	2	6	4	4	4	4	4		
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)	48			○	4	3		2	3	3	2	3	3	3	3	3	3		
補装具・日常生活用具	補装具の交付・修理	53	一部	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	日常生活用具の給付・貸与	53				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他	NHK受信料の免除	56			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	電話の施設設置負担金の分割払い	56				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	電話番号案内の無料扱い	56				○			2		2									
	携帯電話料金の割引	57				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	青い鳥郵便葉書の無償配付	57				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	介助犬の貸与	58							○	○	○									
	盲導犬の貸与・飼料費の助成	59		一部		2														

- 印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の一部）までが対象
- 印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。
- 上記一覧表の他に、父又は母に障害のある家庭については、次の制度があります。（所得制限あり）
 児童扶養手当…父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童（児童に重度の障害がある場合には、20歳未満）を育てている方
 遺児手当…父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童を育てている方に対して支給
 母子・父子家庭医療…父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童に対して給付
- オストメイトのストーマ装具に係わる費用は医療費控除の対象となります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

身体障害者			知的障害者				精神障害者			難病患者	備考
障害別区分			重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害											
小腸	免疫	肝臓	IQ 20 以下	IQ 21 35	IQ 36 50	IQ 51 75	1級	2級	3級		
4	4	4	○	○	○		○	○			
4	4	4	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が48万円以下の者に限られます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が48万円以下の者に限られます。
4	4	4	○	○			○				※咽頭摘出による音声機能障害3級のみ対象 (注) 軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。
3	3	3	○	○			○				(注) 軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。
○	○	○								○	(注) 一部年齢制限があります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注) 支給要件・支給品目・対象者は市町村により異なります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		(注) 世帯構成員の市町村民税課税状況及び障害の程度により免除基準が異なります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	2	2	○	○							
											(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関にお問い合わせください。
											(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関にお問い合わせください。

象となります。

に対して支給